

現行犯逮捕

©甲斐翔真

1 根拠条文

【憲法】

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

【刑訴】

第 199 条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。

第 212 条 現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

2 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一 犯人として追呼されているとき。

二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

第 213 条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

2 要件

無令状逮捕（213条の根拠）が許容される根拠から要件を導く。

①犯罪が現に行われているか、行われた直後であり、犯罪の存在及び犯人性が明白であり、誤認逮捕のおそれが少ないこと。

↓

- ・犯罪の存在の明白性と、被逮捕者が犯人であることの明白性
（「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった」）

現行犯逮捕

©甲斐翔真

・ 時間的接着性

(「現に罪を行い終わった」)

② その場で逮捕する緊急の必要性が高いこと。

明らかに逮捕の必要(逃亡・罪証隠滅のおそれ)がないときは現行犯逮捕は許されない(大阪高判昭和 60.12.18)